

## 第4章 特許の取得・活用以外の知的財産活動の意義

大学の知的財産活動の目的は、大学の研究者の発明について特許を取得しその活用を図るというだけではない。それ以外に大学の知的財産活動として重要な意義を持つものがあると考える。

### 4. 1 知的財産教育と啓蒙

#### 4. 1. 1 学生に対する教育

大学の工学系学生に対する知的財産教育は基本的な授業科目として考えるべきである。特許や著作権といった知的財産権が産業界においてどのように使われているか、重要であるかを学生時代に少しでも学んだことがあると言う経験は、将来の技術者キャリアにおいて重要である。この教育に必要なのは、特許法とか著作権法についての単なる条文解説ではなく、実際の研究開発、製品開発、ビジネスにおいて、特許や著作権がどのように使われているか、どのように重要であるか、といった点を実際に学生に馴染みのある製品やビジネスに即して説明することであり、大学知的財産本部に企業から来ている知的財産担当者が得意とするところである。更に将来知的財産関係の職業に就きたいと希望する学生を増やすという観点からも、実際のビジネスにおいて知的財産がどれほど重要で、且つ面白いかという、知的財産の面白さを学生に植え付けることが必要であり、その分野でも企業出身の知的財産本部メンバーが教育にも携わる意味がある。

電気通信大学では平成18年度より知的財産本部が関与して学生への教育を行っていくこととした。

対象は学部3年の全生徒で、選択科目ではあるが、以下の2講座を行う。

- ・前期 「知的財産権概論」・・全員に必要な知的財産権の重要性、内容等
- ・後期 「知的財産権管理」・・・知的財産業務に興味を有する学生を対象に、専門的知識、実際の業務等

また、電気通信大学では、知的財産に興味を持つ学生が自主的にIP研究会と称する研究活動を行っており、そこの学生に対して、知的財産本部の弁理士が指導している。

山口大学では、インストラクター制度を作り、学生に特許調査方法、明細書の作成方法、特許マップの作成方法などを指導している。この制度は、指導された学生が有償で学内教員の発明の特許調査、明細書原稿の作成や研究室の研究についての特許マップを作成することによって、知的財産本部の業務の効率化を目的としているものである。また、同大学は、教育用に、独自に知的財産教本の出版、配布を行っている。

#### 4. 1. 2 教員、研究者、社会人に対する教育・啓蒙

教員や研究者に対する知的財産の啓蒙活動は、大学特許を生み出すためにも重要であり、さらに推進しなければならない。また、社会人に対する教育は知的財産人材の育成という大学の社会貢献のひとつとして、推進していくべきであろう。

現在各大学の知的財産本部がこのような活動を行っている。

#### 4. 1. 3 電気通信大学における知的財産啓蒙活動

##### ①知的財産セミナー開催

毎年全10回、過去通算23回のセミナーを開催した。対象は研究者と学生および一般社会人で、講師は知的財産マネージャー、弁理士、企業経験者、外部講師等である。

平成17年度のテーマは以下のような実践的テーマであった。

- ・「知的財産権のあらまし」(知的財産権とは何か、どのようなものが保護されるか)
- ・「特許制度は誰のもの」(特許制度の原理、特許を受ける権利、その権利者、職務発明規定、発明補償)
- ・「特許ビジネスと特許戦争」(最近の特許実例トピックス、騒がれている特許より知る特許ビジネスとは、大化けした特許例より知る特許戦略と特許戦争、特許侵害の実態)
- ・「発明の捉え方とその発展」(どんな発明が成功特許となるのか、発明の発展のさせ方)
- ・「特許権の取得と維持」(特許要件、特許権の効力)
- ・「明細書作成のテクニック」(明細書の構成・各項目に何を書くべきか、権利範囲との関係を中心に)
- ・「特許検索(実習)」(自分の発明、アイデア、研究、論文内容などに関する特許出願の検索)
- ・「外国出願のあらましと、海外特許の話」(外国出願のあらまし、優先権主張、各国の特許制度、海を越えた特許の争い)
- ・「デジタル時代のやさしい著作権」(著作権、デジタル時代の著作権、音楽配信、コンテンツの保護)
- ・「知的財産関係に就職したい人への道しるべ」(特許庁審査官の仕事、特許事務所の仕事、企業の知的財産本部の仕事、弁理士制度と試験)

##### ②知的財産に興味を持つ学生の支援

学生知的財産サークル創設支援(IPP研究会)・弁理士志望学生の指導・企業の知的財産業務志望者への企業紹介、インターンシップ活動支援、企業説明会開催

##### ③他大学、企業の知的財産担当者・产学連携担当者向け『产学連携と共同研究契約』に関するセミナー開催(1回5時間 全3回)

参加者 大学関係者96名 企業関係者109名 計205名

講師 電気通信大学知的財産本部知的財産マネージャー

#### (プログラム)

- ①産学連携に役立つ知的財産本部のあるべき役割
- ②共同研究戦略立案のための大学の現状、実態
- ③産学連携推進のための共同研究契約

当初は企業関係者に大学の知的財産、共同研究の実態を理解してもらうことを目的としたが、大学関係者の参加が予想以上に多く、セミナーの内容も高い評価を得た。特にセミナー後の質疑応答で、大学、企業双方が活発な議論を開催し、好評であり、我々も多くの知見を得ることができた。

企業にとっては産学連携、共同研究はまだごく一部の人間が関与しているだけであり、このような交流の必要性を痛感した。

#### 4. 2 大学の研究資金の確保

知的財産活動を充実させることが共同研究や受託研究の推進に役立ち、大学の研究資金の確保に貢献する。大学が基本特許を持ち、それを基に共同研究を推進するという場合や、共同研究や受託研究によって発明を生み出し、積極的に権利化し、その権利を相手企業に譲渡することによって、企業に渡す共同研究の成果をより充実したものにすることができる。この意義は大学知的財産活動の基本となるもので、今後も大いに推進していく必要がある。

これに関連して二つの問題が考えられる。

一つは共同研究において発生した共同発明の取り扱いにおける大学側の不実施補償要求の問題である。これについて電気通信大学では国立大学法人化後すぐにこの問題の解決に着手し、共同研究に実際に携わる大学研究者、大学知的財産本部関係者、企業知的財産本部関係者などの意見を聴取し、電気通信大学独自の共同研究契約書雛形を作成して公表した。実際にここ1年以上運用した結果、スムーズな共同研究契約ができる。

(特許庁 平成16年度「大学における知的財産権研究プロジェクト」産学連携推進のための共同研究等に関する諸問題 電気通信大学)

二つ目の問題は、大学が知的財産権行使する態度を示すことが必ずしも共同研究を推進することにはならないのではないかという点である。これは共同研究の内容、大学と企業の研究レベルなど多くの要素が絡むので、一般論として論じることはできないが、米国などの例を見てもその危険性があることを大学知的財産本部の人間は十分に心得ておく必要がある。

#### **4. 3 技術移転価値の増加**

これも前項と同じであって、共同研究や受託研究を行う場合に研究成果を報告書や試作物として相手企業に渡すだけではなく、特許出願して権利としても企業に譲渡することができれば、研究成果が学会等で発表されたとしても、企業としては安心して事業化を進めることができる、という意味で、技術移転価値が増加すると考えられる。一般にはこの成果はライセンス収入としてカウントされるが、事業化までに時間がかかる場合にも、知的財産活動の成果として評価できるであろう。

#### **4. 4 研究ターゲットの明確化**

大学の研究者は学会論文をよく読み、学会動向については敏感であるが、特許情報については従来は疎いことが多かった。特許情報は学会論文情報とは異なる情報が得られるので、知的財産活動によって大学の研究者が特許情報を必ず検索する習慣が醸成されれば、大学研究者の研究ターゲットをより明確にする助けになると期待される。このことは大学院の学生の研究あるいは学部学生の卒業論文でも有効であろう。

#### **4. 5 知的財産関係契約担当**

これは大学にリーガル担当部門が無い場合には知的財産本部が法務部門も兼ねて、大学全体の法務・知的財産部門として機能することが考えられる。比較的規模の小さい大学においてはこの考え方、機能は有効と考えられる。